

# コーポレートガバナンス

～ ISO26000:組織統治 ～

## ▶ 基本的な考え方

保土谷化学グループは、グローバル・ニッチ分野で、オンリーワン・ナンバーワンのスペシャリティ製品を創出しつつ、株主・顧客・取引先・地域社会・従業員等、幅広いステークホルダーの価値創造に配慮し、内外の経済・産業の発展と社会の繁栄に貢献し、経営の健全性・適法性を確保し、かつ効率性を高めることを、経営の最重要課題の一つと位置づけ、コーポレートガバナンスの充実、強化に努めてまいります。

## ■ コーポレートガバナンス強化の取り組み

2003年 6月	執行役員制度の導入
2004年 3月	役員退職慰労金制度廃止
2006年 5月	内部統制基本方針制定
2006年11月	内部統制室(現内部統制部)の新設
2013年 6月	社外取締役の登用開始
2015年 6月	監査等委員会設置会社に移行
2016年 7月	自社株報酬制度の導入
2018年 1月	新たな経営体制に移行

## ▶ コーポレートガバナンス体制

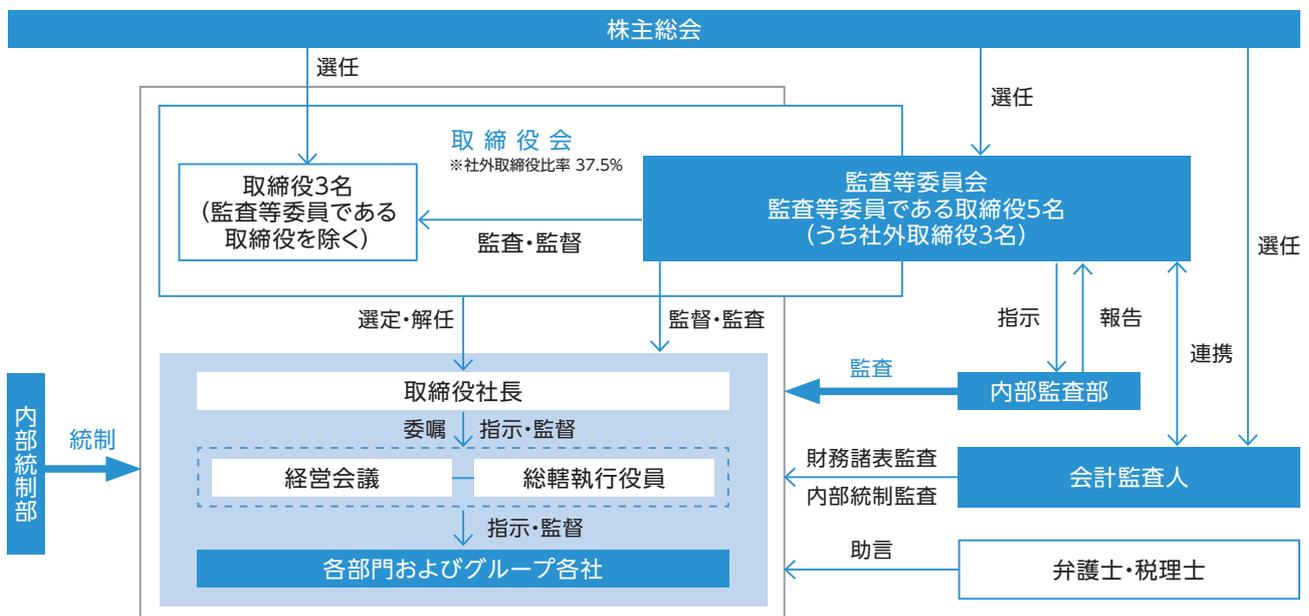
保土谷化学は、コーポレートガバナンスの実効性を確保し、企業価値を高めるため、2015年6月に「監査等委員会設置会社」に移行し、社外取締役の参画を得て取締役会の監督機能を強化しております。

取締役会は、迅速かつ機動的な企業経営を実現するため、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定を、取締役に委任しております。その一方で、取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視・監督しております。また監査等委員会は、取締役会の監督機能の一翼を担い、

取締役会がその役割に基づいた適切な付議議題について十分に議論を行っているか、取締役会における議論を充実させるための支援体制を十分に整備しているかなどの点を中心に分析し、取締役会評価を実施しております。

なお、2018年1月に、監督機能と執行機能の一層の強化を狙いとし、さらに「経営の戦略的な意思決定と監督機能」と「事業戦略の迅速な執行機能」の分離を推進し、監査等委員でない取締役を7名から3名の体制に移行しております。その結果、社外取締役比率は37.5%になりました。

## ■ コーポレートガバナンス体制図



## ● 株主総会

保土谷化学は、株主・投資家に対して、法定開示・適時開示を適切に行うだけでなく、自らの経営戦略等の情報を積極的に提供し、企業活動に対する理解促進に努めております。また、株主が株主総会に参加しやすいよう、その運営を工夫しております。保土谷化学は、株主との双方向の建設的な対話を促進し、保土谷化学の持続的な成長と企業価値の向上に資する、実効的なコーポレートガバナンスの実現を図っております。

## ● 取締役会

取締役会は、多様な意見に基づく十分な審議と迅速かつ合理的な意思決定ができるよう、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役との合計8名の取締役で、構成しております。選任基準については、社内取締役には、経営者に相応しい人格、豊かな経験と素養を有すること等を定め、社外取締役には、幅広い業務経験を培い、経験と知見を有すること等を定めております。保土谷化学では、これらの資質を備えていると認められる人物を取締役候補者として取締役会で審議し、決定しております。さらに、取締役候補者の選任理由について、保土谷化学ホームページに掲載している株主総会参考書類において、経歴等を公表しております。

## ● 監査等委員会

監査等委員会は、取締役5名（うち社外取締役3名）で構成され、重要会議への出席や保土谷化学グループの取締役、執行役員および従業員に対して適時適切な報告を求めることにより、取締役等役員の職務執行の適法性、会社業務の適正性、内部統制、財務状況等についての監査を実施しております。また会計監査人と連携をとり、監査業務に関して必要に応じた対応を行っております。

## ● 執行役員

保土谷化学の執行役員制度は、①経営の効率化 ②その効果としての意思決定の迅速化 ③機能の特化 ④監督・監視機能の強化 ⑤経営の強化 を狙いとして導入したものです。取締役社長は、その狙いに合致した

執行役員を選任し、主たる部門の執行にあたらせております。

## ● 会計監査人

保土谷化学は、太陽有限責任監査法人を会計監査人として選任し、同監査法人より会計監査だけでなく、内部統制監査等を通じて、正確・公正な実務処理に関する助言も得ております。

## ● 内部統制部

保土谷化学は、内部統制部を設置し、会社法および金融商品取引法で要求される保土谷化学グループ全体の内部統制の整備・運用状況を継続的に確認・評価し、現存する業務上のリスクが許容レベル以下に保たれるように図っております。また、保土谷化学グループ全体の内部統制水準を維持・強化するとともに、業務の適正かつ効率的な遂行を確保するための諸施策を推進しております。

## ● 内部監査部

保土谷化学は、内部監査部を設置し、保土谷化学グループにおける、会社法等に対応した内部統制の監視、業務の適正が確保されるよう推進しております。さらに監査等委員会の事務局として監査等委員会の業務を支援し、監査品質の維持・向上を図っております。

## ● 役員報酬

取締役の報酬額は、業績および役員報酬の世間水準、執行役員・従業員給与との整合性等を考慮し、株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で決定しております。保土谷化学では、2016年度より、保土谷化学グループの中長期の業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員を対象とした、「自社株報酬制度」を導入しております。この「自社株報酬制度」とは、役員インセンティブプランで、役員の役位および業績目標の達成度をベースに、保土谷化学「中期経営計画“HONKI 2020”」への業績貢献度等も踏まえ、役員に保土谷化学株式（自己株式）を交付する制度になります。

## ▶ リスクマネジメント

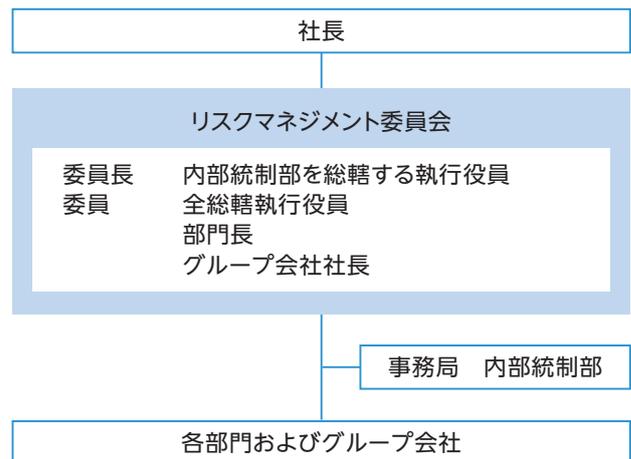
### ● 基本的な考え方

保土谷化学グループに損害を与える違法行為、品質、天災その他のリスクについて、損害を最小化するために、保土谷化学グループとしてのリスク管理体制を整備しております。また、企業価値を維持、増大し、企業の社会的責任を果たし、グループの持続的発展を図るため、役員はもとより、全従業員がリスク認識を向上させ、全員参加によりリスクマネジメントを推進する取り組みを行っております。

### ● リスクマネジメント委員会

保土谷化学は、「リスクマネジメント委員会規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を設置しております。同委員会を定期的に開催し、保土谷化学グループ全体として、リスク認識を図ったうえで、リスク軽減策を策定し、対応状況の進捗確認を実施しているとともに、「危機管理規程」に基づき損害を最小化する取り組みを行っております。情報セキュリティについては、情報の適切な保存・管理に向けた社内規程類を整備し、コンプライアンス研修等を通じて啓発活動を実施しております。

### ■ リスクマネジメントの体制図



## ▶ コンプライアンス

### ● 推進体制

保土谷化学グループは、「内部統制基本方針」に則り各種規程類を定め、内部統制部を中心として、コンプライアンスを組織的に、かつ横断的に取り組んでおります。またコンプライアンスの状況を内部監査部が監査し、必要がある場合、提言・改善指導を行っております。

### ● 「企業行動指針」・「コンプライアンス行動方針」

保土谷化学は、「企業行動指針」「コンプライアンス行動方針」をはじめとするコンプライアンス体制に関わる方針・規程を定め、保土谷化学グループの全役員・従業員は、これらの規程を遵守し、法令・定款および社会規範に則って行動します。「企業行動指針」は、保土谷化学グループが行うあらゆる企業活動において、会社、役職員が遵守すべき指針を定めたものです。「コンプライアンス行動方針」は、保土谷化学グループの全役員・従業員が、保土谷化学グループのもつ社会的責任を深く自覚し、あらゆる企業活動の場面において関連法令および社内規程の遵守を徹底し、社会規範に適合した行動をとることが保土谷化学グループの健全な発展のために不可欠であるとの認識の下に、業務遂行において遵守すべき事項を定めた「企業行動指針」を、さらに判りやすく明確にしたものです。

### ● 税務コンプライアンス

保土谷化学グループは、「企業行動指針」「コンプライアンス行動方針」に基づき、各国、各地域において適正な納税の義務を果たすことにより、社会的な要求・期待に応えてまいります。

そのため、各種税制に適切に対応するための体制を確保すること、税務当局への適時適切な税務情報の提出に協力すること、所得の他国移転やタックスヘイブンの利用といった恣意的な租税回避策を採らないことなど、税務コンプライアンスの維持・向上に取り組んでおります。

## ● 内部通報制度

保土谷化学グループは、「内部通報規程」に基づき、法令違反、企業倫理違反の早期発見・未然防止を目的として、内部統制部と社外弁護士を窓口とする内部通報制度を整えております。この制度においては、通報に基づく調査にあたり、通報者のプライバシーや秘密保持に対し最大限の配慮がなされ、誠実に通報を行った通報者が、通報を行ったことを理由として、解雇、配転、差別などの不利益を受けることのないよう、「内部通報規程」に通報者の保護を明記し、最大限の注意が払われております。

## ● コンプライアンス教育

保土谷化学グループは、コンプライアンスを徹底するために、コンプライアンス意識の醸成・向上の観点から、保土谷化学グループの全役員・従業員を対象としたコンプライアンス研修およびe-ラーニングを利用した個別教育を、継続的に実施しております。

さらに、保土谷化学グループの役員・管理職員に「ビジネス・コンプライアンス検定試験(初級)」の受験を義務づけ、コンプライアンス知識の習得・向上に取り組んでおります。

## 社外取締役の独立性判断基準

保土谷化学は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすとともに、幅広い業務経験と知見を有するかどうかといった観点から、独立社外取締役の候補者として選定しています。

これに基づき、保土谷化学は、社外取締役の3名について、東京証券取引所が定める独立役員として、届け出るとともに、補欠の監査等委員である取締役が取締役に就任する場合には、東京証券取引所が定める独立役員として、届け出る予定であります。

なお、社外取締役のうち1名および補欠の監査等委員である取締役は、当社の主な借入先である金融機関出身であります。当該金融機関を退職し、9年を経過しているため、独立性に問題はないと判断しております。

## Voice



法務部  
弁護士 上垣内 眞行

### 情報収集から全てが始まります

法務部での仕事は全て情報の収集から始まります。実現したいことはどのような法令・裁判例によって構成できるかを把握できないと、適切な契約書は作成できません。法的紛争への対応も業務の一つですが、弁護士としての経験から、紛争の解決にもある程度見通しを立てられるようになりました。

質の高い仕事には確度の高い情報が必要ですが、法令・裁判例等のルールは社会とともに日々変化するので、常に知識をアップデートするように心がけています。コーポレートガバナンスは、法務部だけでなく全従業員がその重要性を認識して実践しなければ充実・強化できないものなので、日々の業務を通してそのお手伝いができればと思います。